

農業者の方々へ

# 農業経営の改善を支援します！

資金借り入れの際の **保証料負担を軽減** します！！

## 支援内容

都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）は、農業者の方々が融資機関から経営改善に必要な資金を借り入れる際にその債務を保証しています。

平成22年3月31日までに新たに基金協会の保証承諾を受けた農業者の方々のうち、青色申告書及びその財務諸表を提出し経営診断を受診された方に対して、その保証債務に係る保証料負担額の1/2を助成します。

## 対象者

適正な財務諸表を作成し経営改善に取り組む農業者の方々です。



## 対象資金

- ・農業近代化資金
- ・スーパーL資金（農協の転貸貸付に限る。）
- ・農業改良資金（融資機関の転貸貸付に限る。）
- ・スーパーS資金
- ・その他農業経営の改善に必要な設備資金・運転資金



## 要件

- ① 青色申告書及びその財務諸表（貸借対照表、損益計算書）を融資機関に提出してください。
- ② ①の提出により全国農業会議所の経営診断を受診していただきます。



※ 経営診断結果は、全国農業会議所からご本人に通知されますので、今後の経営改善にお役立てください。

## 例えば・・・

- 近代化資金1,000万円を借入し、7年間で返済する場合（保証料0.43%とした場合）

保証料負担額の1/2である約75,000円程度が助成されます。

（注）保証料及びその納入方法は、最寄りの融資機関又は基金協会にご確認ください。



## 申請手続等の問い合わせ先



- ・最寄りの融資機関（農協、銀行、信用金庫、信用協同組合等）
- ・都道府県農業信用基金協会
- ・全国農業会議所 [TEL：03-6910-1124]
- ・農林水産省経営局金融調整課 [TEL：03-6744-2171]

